

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【公開番号】特開2012-211160(P2012-211160A)

【公開日】平成24年11月1日(2012.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2012-045

【出願番号】特願2012-135914(P2012-135914)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/73	(2006.01)
A 6 1 K	8/19	(2006.01)
A 6 1 K	8/20	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/02	(2006.01)
A 6 1 Q	7/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/715	(2006.01)
A 6 1 K	33/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/73
A 6 1 K	8/19
A 6 1 K	8/20
A 6 1 Q	19/00
A 6 1 Q	19/02
A 6 1 Q	7/00
A 6 1 P	17/00
A 6 1 K	31/715
A 6 1 K	33/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水、酸性多糖および酸を必須成分とし、皮膚に対する浸透促進作用を有する酸性外用組成物であって、

前記酸性多糖がカラギーナンであり、

かつ前記酸が硫酸、塩酸および硝酸のうちの少なくとも1種、もしくは前記水および前記酸がともに酸性電気分解水であり、

酸性多糖の配合量が、組成物全量に対して0.001~5重量%であり、

酸性度がpH2.0~6.0である、

酸性外用組成物。

【請求項2】

当該酸性多糖と酸の組合せが、カラギーナンと硫酸である請求項1に記載の酸性外用組成物。

【請求項3】

酸性度が pH 2 . 5 ~ 5 . 0 である請求項 1 又は請求項 2 に記載の酸性外用組成物。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の酸性外用組成物を含有する化粧料。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の酸性外用組成物を含有する、皮膚に対する浸透促進剤。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の酸性外用組成物を含有する美白剤。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の酸性外用組成物を含有する肌のきめ調整剤。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の酸性外用組成物を含有するシミ改善剤。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の酸性外用組成物を含有するしわ改善剤。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の酸性外用組成物を含有する保湿剤。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の酸性外用組成物を含有する育毛剤。